

一般社団法人被災地応援協会 支援会員規約

本会にご入会いただくにあたっては、本規約の全文をお読みいただいたうえで、本規約に同意いただく必要があります。

第1条（名称）

本会は「一般社団法人被災地応援協会」と称します（以下、本会といいます）。また、本会の活動の趣旨にご賛同し、ご入会いただいた支援者の皆様を「支援会員」と称します。

第2条（被災地応援協会とは）

本会は、国内外に於いて災害被災地と支援会員との懸け橋として食と健康と心のサポートする様々な活動を通じ、被災地の方を笑顔にし、明日への活力を持っていただくことを目的にして設立された協会です。本会では、支援会員の皆様からの会費を基に災害被災地でのマグロ解体ショーやカウンセリング活動、その他災害被災地の方に元気を与える活動を行います。

第3条（入会手続）

本会に入会の申込をする方は、本会が定める会費を払い込み、入会申込書及び預金口座振替確認書をご提出して頂きます（以下、「申込手続き」といいます）。

- 2 入会は申込手続きの完了後、本会が入会を承認することにより効力が発生します。
- 3 支援会員の特典の一部には特典を享受することのできる基準日が定められています。特典をご希望の場合には各基準日の前日までに申込手続きを完了させてください。

第4条（入会申込の拒絶等）

本会は、入会申込者が次の各項に該当する場合、入会を認めない場合があります。

- ①入会申込書に偽名を含む虚偽の事項を記載した場合
- ②入会申込者が本規約に反するおそれのある場合
- ③その他、前各項に準ずる場合で、本会が入会を適当でないと判断した場合

- 2 入会が認められない場合、本会は提出された入会申込書及び預金口座振替確認書の返却及び払込済みの会費を無利息にて返金します。

第5条（会員種類、会費及び特典の内容）

本会の支援会員の種類、会費及び特典の内容は以下の通りです。入会時に支援会員の種類を選択してください。入会後に変更することも可能です。

①A種支援会員…会費月額3千円の個人又は法人の会員

特典：おさかな本舗たいこ茶屋へご来店時に生ビール一杯又は小鉢一品が無料となります。

（会員期間中は何度でもご利用いただけます。但し、1日のご利用は1回までとなります。）

②B種支援会員…会費月額1万円の個人又は法人の会員

特典:a. 毎月本会が定める商品（1万円相当）のお届け。

但し、毎月1日時点で会員の方が対象となります。

b. 毎年12月末にお節料理（3万円相当）のお届け。

但し、12月15日時点で会員の方が対象となります。

c. マグロの解体ショーを会員価格でご利用頂けます。（商利用も可能です。）

③C種支援会員…会費月額3万円の個人又は法人の会員

特典：a. 毎月本会が定める商品（1万円相当）のお届け。

但し、毎月1日時点で会員の方が対象となります。

b. 毎年12月末にお節料理（3万円相当）のお届け。

但し、12月15日時点で会員の方が対象となります。

c. マグロの解体ショーを会員価格でご利用頂けます。（商利用も可能です）

d. 年に1回、マグロの解体ショーを無料でご利用頂けます。

但し、10か月以上継続して会員の方が対象となります。

④D種支援会員…会費年額5万円の個人又は法人の会員

特典：お節料理又は相応の商品（選択可、いずれも5万円相当）のお届け。

- 2 特典内容については、本会の裁量により変更されることがあります。

3 会費の未納がある場合には一切の会員特典を享受することができません。

第6条（届出事項の変更）

支援会員は、住所、氏名、名称等の届出事項があった場合は速やかに本会の運営事務局に報告するものとします。届出の遺漏により支援会員特典が受け取ることができない等、支援会員に損害が発生しても本会は責任を負わないものとします。

第7条（支援会員の権利及び義務の譲渡）

支援会員の権利及び義務は他人に譲渡することはできません。但し、商品のお届け又はお節料理のお届けの特典に関しては支援会員以外の方を受取人とすることが可能です。

第8条（禁止事項）

支援会員は、次に掲げる行為を行なってはいけません。

- ① 本会及び本会の支援会員並びに本会関係者を誹謗・中傷する行為
- ② 本会の運営を妨害する行為
- ③ 会費滞納が3ヶ月続くこと
- ④ 本会を利用してネットワークビジネス及びそれに類するビジネスの営業行為
- ⑤ 本会の活動に関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為
- ⑥ 支援会員たる資格に基づき取得した情報を、その態様の如何を問わず、本会の許可なく使用する行為
- ⑦ その他、本会が不適切と判断する行為

第9条（除名）

支援会員が第8条に規定する禁止行為を行い、または本規約に定める義務を怠り、本会が履行もしくは中止、是正を求めたにも関わらず支援会員がこれに応じない場合、当該支援会員に対し除名の処分をすることができます。なお、本会が除名処分をする場合、当該支援会員に除名理由を説明いたしません。

第10条（支援会員資格の喪失）

支援会員は、次の事由により退会となり、その権利を喪失します。

- ① 退会の申出を行った場合
- ② 除名された場合
- ③ 支援会員が死亡した場合
- ④ 支援会員が解散した場合（但し、合併、組織変更による解散は除く）

第11条（会員種類の変更について）

支援会員は会員種類の変更を希望する場合、運営事務局に書面又はメールにて変更届（書式は自由です。）を提出するものとします。会費が増額となる場合には自動引落金額の変更が完了するまでの差額を振込むものとします。なお、会費が減額となる場合であっても変更届前に会員が既に支払った会費については返金されないものとします。

2 変更届の提出期限は、変更希望月の前月の末日限りとします。（例：4月から会員種類を変更したい場合は3月末日までに提出してください。）

第12条（退会について）

支援会員は本会の退会を希望する場合、運営事務局に書面又はメールにて退会届（書式は自由です。）を提出するものとします。なお、退会の場合、退会会員が既に支払った会費については返金されないものとします。

2 退会届の提出期限は、退会希望月の末日限りとします。（例：4月限りで退会したい場合は4月末日までに提出してください。）

第13条（本会の廃止）

本会は、天災、地変、法令の制定・改廃、行政指導、社会情勢の変化又は本会の都合により必要と認められる場合には、被災地支援活動及び支援会員特典の一部又は全部を制限し又はこれらを一時休止もしくは廃止することができます。この場合、本会は支援会員に対して賠償の責任を負いません。

第14条（個人情報の扱い）

本会は、支援会員の情報については適用される法律に従い厳重に取り扱うものとし、本会の活動目的においてのみ利用するものとします。

第15条（損害賠償）

支援会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって本会が損害を受けた場合、当該支援会員は、本会が受けた損害を本会に賠償することとします。

第16条（免責）

本会は、支援会員に提供する特典の利用により発生した会員の損害等に対し、第14条に定める場合および本会の故意又は重過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとします。

第17条（規約の変更手続）

本会は、必要と判断した場合には、支援会員に通知することなくいつでも本規約を変更することができます。なお、規約の変更内容を通知した後1か月を経過しても異議が出なかった場合、当該規約内容の変更に同意したものとみなします。

第18条（準拠法）

本規約は日本国法に準拠し日本国法に従って判断されるものとし、本規約に関する一切の紛争に関し訴訟を提起する場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上、規約制定日 令和2年10月14日